

欠格事由に該当したことによる建設業許可の取消し

処分年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年9月18日	株式会社長谷部工業	徳島市川内町上別宮東7ー2	長谷部 佑	徳島県知事 (般ー02) 第70406号	建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業許可の取消し (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	法人役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑が確定したことにより、建設業法第8条第12号の規定に該当するに至った。このことが同法第29条第1項第2号に該当する。